

環境省 同時発表

平成 27 年 3 月 17 日

## 特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令が閣議決定 されました。

「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」について、平成 27 年 3 月 17 日(火)に閣議決定されましたのでお知らせします。本政令は、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として、再商品化等の基準を引き上げる措置を講じるものです。併せて、平成 27 年 1 月 31 日(土)から平成 27 年 3 月 1 日(日)にかけて実施した、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について、その結果及び意見に対する考え方について取りまとめましたのでお知らせします。

### 1. 改正の趣旨

特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)については、平成 20 年 2 月に報告書を取りまとめた前回の見直しから 5 年が経過し、再度見直しを行うこととされた時期となったため、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクル WG 及び中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合において、家電リサイクル制度の評価・検討が行われ、平成 26 年 10 月に家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書がとりまとめられました。

同報告書を踏まえ、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号。以下「令」という。)について所用の改正を行うものです。

### 2. 改正の内容

製造業者等が再商品化等を実施すべき基準の見直し(令第 3 条関連)

再商品化等の基準について、以下のように変更を行います。

- ・エアコンディショナー:100 分の 80(現行:100 分の 70)
  - ・液晶式・プラズマ式テレビジョン受信機:100 分の 74(現行:100 分の 50)
  - ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫:100 分の 70(現行:100 分の 60)
  - ・電気洗濯機・衣類乾燥機:100 分の 82(現行:100 分の 65)
- (注)ブラウン管式テレビジョン受信機:変更なし(100 分の 55)

### 3. 今後の予定

公布 平成 27 年 3 月 20 日(金)

施行 平成 27 年 4 月 1 日(水)

### 4. 意見募集の結果

平成 27 年 1 月 31 日(土)から平成 27 年 3 月 1 日(日)までの間、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(案)」について、国民の皆様から意見の募集(パブリックコメント)を実施いたしました。

#### (1)提出された意見数

意見提出者数 2 名

意見総数 3 件

#### (2)いただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

いただいた御意見の概要と御意見に対する考え方は、別添のとおりです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報通信機器課長 三浦

担当者: 伊藤、守安、森

電話: 03-3501-1511(内線 3981~6)

03-3501-6944(直通)

「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令(案)」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方(別添)

番号	御意見(全文)	御意見に対する考え方
1	<p>電機メーカーで設計担当していたOBとして提言致します。「再商品化等を実施すべき量に関する基準値」を上げることは、全くの間違った政策であり、電気製品産業を破滅させてしまいかねません。また寿命が来る前に寿命にしてしまうこと、即ち、まだ使えるのに故意に買い換えを早めさせる悪徳商法製品だと言われてしまう恐れもあります。こんな設計は絶対やってはいけません。正しくは、全ての材料を完全に使い切ることであり、役目を全うして寿命になるように設計することです。設計者は、日夜、FQCDの最適化と設計期待寿命と実製品寿命を近づける努力をしており、これが市場競争力を高めることになるのです。基準値は限りなくゼロが正しいことであり、増やすなどとはとんでもないことです。(技術伝承コム)</p>	<p>「再商品化等を実施すべき量に関する基準」とは、消費者等から排出され、製造業者等が引き取った特定家庭用機器廃棄物の総重量に対する、当該特定家庭用機器廃棄物から分離された部品及び材料のうち再商品化されたものの総重量の割合を指します。すなわち、既に廃棄物となったもののうち、再商品化等を実施しなければならない割合についての基準であり、その引上げによって、ご指摘のような「寿命が来る前に寿命にしてしまうこと、即ち、まだ使えるのに故意に買い換えを早めさせる悪徳商法製品だと言われてしまう」こととはないと考えます。</p>
2	<p>資源価格の下落等が生じた際、回収物が資源として再利用されるスキーム全体の状況には何も変化がないにもかかわらず、再商品化施設から排出される時点の有価／逆有償のみが焦点となってしまい、再商品化施設において「有価にせんがためだけの」追加的な作業が生じる可能性を強く懸念します。</p> <p>例えば、排出先が行っている作業まで再商品化施設に取り込み、再商品化施設のコストを増加させ、ひいてはリサイクル料金にも影響するといった状況が想定されます。</p> <p>これは明らかに社会的な便益に反するものと考えます。</p> <p>そのような硬直化した運用に陥ることがないよう、国においては、時々の状況を十分に把握され、適切な運営に努められるべきと考えます。</p>	<p>「再商品化等を実施すべき量に関する基準」については、資源価格の変動、再商品化技術や製品の組成の変化といった、その時々々の状況の変化に応じて、適正な水準を見直すべきものと考えており、御指摘のような「『有価にせんがためだけの』追加的な作業」が発生することのないよう適切な運用に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、再商品化施設のコストやリサイクル料金については、再商品化等に必要となる行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回っていないかという観点から、確認してまいりたいと考えております。</p>
3	<p>今回の新たな再商品化率は、今後排出されるであろう過去に販売された商品の素材構成と現在の再商品化の状況を踏まえて設定されたと理解しています。</p> <p>薄型テレビを例に挙げますと、ガラスが再商品化できない部分の大部分を占めています。</p> <p>一方で、各社間の激しい競争により、薄型化、狭額縁化が進んでおり、今後一層進展することが予想されます。</p> <p>言い換えると、画面即ちガラス以外をどれだけ削れるかという競争が、ますます激化、継続するということです。</p> <p>そして、これは環境的に言えば、資源のリデュースであり、間違いなくDfEであると考えますが、再商品化率には逆行するものであります。</p> <p>審議会の議事録によると、一部の委員から「DfEは全て即ち再商品化率の向上に資する」との発言があったようですが、国においては、そのような誤認識に陥ることなく、また、再商品化率のみにいたずらに固執することなく、家電のライフサイクル全体の視点から見た適切な運営に努められるべきと考えます。</p>	<p>DfEの取組としては様々なものがあり、DfEの取組と再商品化率の関連性については一概には言えないと考えております。国としては、特定家庭用機器再商品化法の目的である廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等に資するよう、今後も制度の適切な運用に取り組んでまいりたいと考えております。</p>